

くらしの情報 VOL.26

島根県環境生活総務課
消費とくらしの安全室

特殊詐欺の被害件数が過去最多に！

令和3年中の県内での特殊詐欺の被害件数は73件となり、過去最多となっています！（被害金額は約7,902万円）

被害者のうち65歳以上の高齢者の割合も、前年の約3割から約6割へと大幅に増加しています！

架空料金請求詐欺の手口

インターネットなどの利用料金や登録料金などの名目で、料金請求のメールが届き、電話すると、コンビニエンスストアで電子マネーカードを購入して代金を支払うよう求められた。

パソコンでインターネットを見ていると、突然警告音が流れ、「ウイルスに感染しました!」という画面が出現し、そこにあるサポート窓口で電話すると、ウイルス除去費用等として電子マネー等で支払いを求められた。

電子マネーカードを買って、
カード番号を教えてください。

詐欺



還付金詐欺の手口

市役所などの職員を名乗って「還付金がある。手続は今日まで」などと電話があり、還付金受け取りのためATMに携帯電話を持って行くよう言われ、相手の指示通りにATMを操作すると、相手の口座にお金を振り込んでしまった。

今日中に、
ATMで還付金を受け取る
手続をしてください。

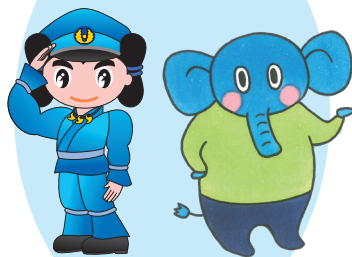
詐欺



- **コンビニ** + **電子マネーカード** + **カード番号教えて** = **詐欺!**
- **市役所** + **医療費等の還付金** + **ATM** = **詐欺!**
- 迷惑電話撃退の機能がついた電話機や、携帯電話各社が提供する電話・メールブロック機能を活用し、被害を未然に防止しましょう！



困ったときは
すぐに相談!



島根県警察
シンボルマスコット
みこびーくん

島根県消費者センター
マスコットキャラクター
だまされないゾウくん

消費者ホットライン

局番なしの **188** (泣き寝入りはイヤヤ!)
※お近くの消費生活センター等につながります。

島根県消費者センター

0852-32-5916

受付時間/日曜~金曜8:30~17:00 (祝日・年末年始を除く)
※日曜日は電話相談のみで12:00~13:00は休み

島根県消費者センター
石見地区相談室

0856-23-3657

受付時間/月曜~金曜8:30~12:00、13:00~17:00
(祝日・年末年始を除く) ※12:00~13:00は松江につながります。

警察相談専用電話

#9110 または **0852-31-9110**

受付時間/月曜~金曜8:30~17:15
(土日・祝日・年末年始及び時間外は当直員が対応します)

2022.4.1
改正民法施行

18歳 = 成年 元年始動!

4月1日、18歳・19歳の若者が一斉に「成年」に！今後は、高校生であっても18歳の誕生日から「成年」です。周りの大人は、若者の手本となり、みんなで「18歳で大人になる」社会を快適に過ごしたいものです。

用語 で確認！ 18歳 で成年になるとは？

民法第4条

4月1日改正

年齢**18歳**をもって、成年とする。

改正前は**20歳**。これにより18歳は、民法上の「成年」となり、自由に契約を行えるようになります。

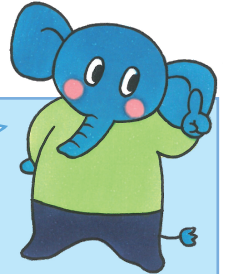
お酒・たばこ

変わらないこと

お酒・たばこは、変わらず**20歳**から。

各法律で許される年齢が定められるもの（お酒、たばこ、公営ギャンブルなど）は、その年齢に注意。

そもそも「成年年齢」が変わるとは、どういうこと？
その根本を押さえておこう



未成年者取消権

民法第5条(第1項、第2項)

未成年者が契約をする時は、保護者など法定代理人の同意が必要とされ、法定代理人の同意のない契約は、原則として取り消すことができます。

成年になると未成年者取消権は、適用されません。

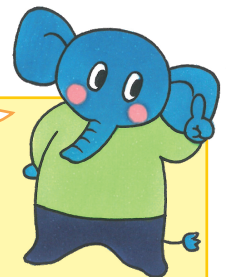
契約により生じる責任を自身で果たしていかなくてはなりません。

仕組みを正しく理解する

トラブルにあわないためには、「消費」に関する基本的な仕組みを理解し、正しく利用することが重要です。

国の機関や事業者団体などから、若者向けの様々な情報提供がされています。

「成年」になると高額な取引、保険や賃貸住宅などの複雑な契約を行う機会が増えます。



社会や契約の仕組みを知る

Q 大人への道しるべ

法務省民事局

<https://seinen.go.jp/>

法務省による「成年年齢引下げ」特設サイト。

マンガやクイズを通じ、大人になるまでに知っておきたい社会の仕組みを学べます。

大人の方もセルフチェックに役立ちます。



Q 消費者庁若者ナビ!

消費者庁 公式LINEアカウント

https://www.caa.go.jp/socialmedia_guideline/znavi_line/

「スマホ中心なので、情報はLINEで得たい」という方には、消費者庁から若者世代に向けて情報発信を行う公式LINEアカウント「若者ナビ!」があります。

サービスの利用の仕方を知る

大人になって初めて接するクレジットカードや賃貸住宅契約について、基本的なことを知りたいときに…

Q 日本クレジット協会

一般社団法人 日本クレジット協会

<https://www.j-credit.or.jp/>

クレジット業界団体が、サービスを快適に使えるよう情報提供を行っているサイト。

大人になると使うことの増えるクレジット決済についての基本的な知識や使い方のルールについて、詳しく説明されています。

Q 全宅連

全国宅地建物取引業協会連合会

<https://www.zentaku.or.jp/>

賃貸住宅の契約などについて、専門業者の立場から解説されているサイト。

賃貸契約に必要な手続きやアドバイス、契約終了後の退去時の注意点などもチェックしておきましょう。

消費者トラブル 事例や 悪質商法 の手口を知る



トラブルに巻き込まれないコツは、悪質商法などの手口を知り、日頃から警戒すること。

悪質商法には、同じ手口が繰り返されているものもあります。また、インターネットやスマートフォンの普及により、それらによるトラブルも増えています。若者に限らず、全世代で注意が必要です。

消費者トラブルのポータルサイト

国民生活センター

独立行政法人 国民生活センター

<https://www.kokusen.go.jp/>

消費者トラブルや製品事故などのニュースに登場する「国民生活センター」のWebサイトでは、全国から寄せられる相談事例などを元に、注意が必要なトラブル事例についての情報を提供しています。

若者だけでなく、「子ども」「高齢者」といった年代別や「ネットトラブル」などのカテゴリー別で、検索することもできます。

若者の消費者トラブル

[2022年2月24日：更新]

このページでは、20歳代の相談件数の多い高額な契約（「エステ」などの美容に関する相談）や「内職・副業その他」「ファンド型投資商品」等の儲け話に関するトラブル事例の紹介がまとめられています。こうしたトラブルに成年になったばかりの18歳・19歳も巻き込まれるおそれがありますので注意が必要です。

→「国民生活センター」のサイトから「若者の消費者トラブル」でチェックしてみましょう

新生活が狙われる？

引越直後の訪問販売トラブル

【若者向け注意喚起シリーズ<No.8>】

－ 管理会社と関連があるかのように思わせる手口に気をつけて！ －

「引越直後に訪問してきた業者から、管理会社と関連があるかのような説明を受け契約したがウソだった」などといった引越直後の消費者を狙った訪問販売に関するトラブルが全国の消費生活センター等に寄せられています。新生活が始まることの多い3、4月は特に注意しましょう。

【事例1】

引越当日に業者が訪れ、管理会社と関連があるかのような説明を受け換気扇フィルターの契約をしたがウソだった。

【事例2】

新築マンションに引越した際、管理会社からの紹介だという業者に訪問され、防カビ工事等の契約をしたがウソだった。

トラブル防止のポイント

- ・ その場ですぐに契約せず、管理会社に確認しましょう
- ・ 訪問販売で契約した場合、クーリング・オフができます（書面を受取った日から数えて8日以内）
- ・ 2022年4月から『18歳で大人』に！原則として一方的にやめることはできません。

2022.4.1 民法改正
成年年齢引下げ
Age 18

島根県の「成年年齢引下げ」特設ページ（消費とくらしの安全室）
https://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/shohi/kurasi_info/seinen_age18/



島根県 成年年齢引下げ

テーマにあわせて
お話します

消費者問題出前講座



高齢者サロン、職場研修、自治会、学校行事など…

- ・ 県内在住のおおむね10名以上のグループ等でお申込みできます。
- ・ 講師の旅費や謝金は不要です。（寸劇等で複数名をご希望の場合は旅費の負担をお願いします。）

<令和3年度に要望の多かったテーマ>

- ・ 最近の消費者トラブル（悪質商法や特殊詐欺）
- ・ ネットやスマホのトラブル
- ・ 成年年齢引下げについて（契約の基本、トラブルにあわないために）

テーマの一例

- ・ 最近の消費者トラブル事例（架空請求や製品事故など）
- ・ 成年年齢引下げ（18歳成年）
- ・ 通信販売での注意点
- ・ エシカル消費 など

5月は消費者月間です

令和4年度消費者月間テーマ

「考えよう!大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」

毎年5月は、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題について集中的に考え、取り組む「消費者月間」です。

民法の成年年齢が18歳に変わる今年は、消費者月間も「考えよう!大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」をテーマに掲げます。

令和4年4月1日には、18歳・19歳が一斉に「大人」としての生活をスタート。当事者だけではなく、社会全体でこの社会の変化を理解し、見守り、行動していく必要があります。

「18歳から大人」って、どんな社会?一緒に考えてみましょう。

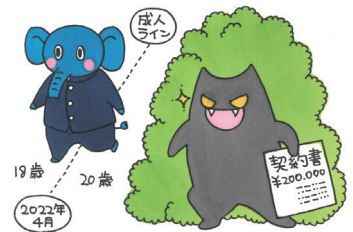
県民の皆様に消費者問題について考えていただけるきっかけとなるよう、毎年5月に関連イベントの開催や啓発展示等を行っています。

実施内容(予定)

- ・啓発イベント
- ・県立図書館での講演会、関連展示
- ・島根県庁本庁舎ロビー、松江地方合同庁舎での関連展示

最新情報は、県ホームページからチェック!

https://www.pref.shimane.lg.jp/shohi_kurashi/



市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

松江市消費・生活相談室	0852-55-5148	美郷町住民課	0855-75-1213
浜田市消費生活相談室	0855-23-3160	邑南町住民課	0855-95-1114
出雲市生活・消費相談センター	0853-21-6682	津和野町税務住民課	0856-74-0059
益田市消費生活センター	0856-22-2556	吉賀町税務住民課	0856-77-1113
大田市消費生活センター	0854-83-8039	海士町総務課	08514-2-0113
安来市消費生活センター	0854-23-3068	西ノ島町総務課	08514-6-0101
江津市消費生活センター	0855-52-7014	知夫村総務課	08514-8-2211
雲南市消費生活センター	0854-40-1123	隠岐の島町地域振興課	08512-2-8570
奥出雲町住民課	0854-54-2510		
飯南町住民課	0854-76-2213		
川本町町民生活課	0855-72-0632		

外国人向け相談窓口

しまね多文化共生総合相談ワンストップセンター(しまね国際センター内)
相談専用ダイヤル **070-3774-9329** (通話料はご負担ください)

この広報の内容に関する
お問い合わせは



島根県 環境生活総務課 消費とくらしの安全室

TEL 0852-22-5103

発行：島根県 環境生活総務課消費とくらしの安全室
〒690-0887 島根県松江市殿町8-3

本紙記事の無断転載はご遠慮ください。
事前に島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室にお問い合わせください。
※本紙は、島根県金融広報委員会の協力を受け発行しています。

島根県 消費とくらしの安全室 検索

最新の消費生活情報はここから

島根県消費者センター
公式YouTubeチャンネル
『ZO-chan』

